

国・大阪府の対応を踏まえた今後の本市の対応について

1. 経過

- ・ 国 4月7日 政府対策本部にて5月6日までを期間とする緊急事態宣言発令
基本的対処方針の決定
- ・ 府 4月7日 府緊急事態措置として「外出の自粛」「イベントの開催自粛」要請
- ・ 市 4月8日 第8回対策本部会議を開催し、府の要請内容を踏まえ本市方針決定
- ・ 府 4月13日 府緊急事態措置の追加「施設の使用制限」の要請
- ・ 市 4月13日 第9回本部会議において府の要請内容周知
- ・ 国 4月16日 緊急事態宣言の対象を全都道府県に拡大
- ・ 国 5月4日 政府緊急事態宣言の期限を5月31日まで延長
基本的対処方針の変更
- ・ 府 5月5日 5月7日以降の緊急事態措置の決定
- ・ 市 5月5日 第11回対策本部会議開催
- ・ 国 5月14日 39県に対する緊急事態宣言を解除（大阪府は継続）
- ・ 府 5月14日 5月16日以降の緊急事態措置の決定
- ・ 市 5月15日 第12回対策本部会議開催

2. 大阪府の緊急事態措置について（資料2参照）

※大阪モデルを踏まえ、これまでの実施内容を一部解除 網掛け部は変更部分

- ① 区域：大阪府全域
- ② 期間：令和2年5月16日から5月31日まで
- ③ 実施の内容：

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」等により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施

● 外出の自粛の要請（特措法第45条第1項）

府民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。特に次の内容を要請。

1. 不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること
2. 接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること
3. 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること（在宅勤務（テレワーク）の推進、「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用など）

● イベントの開催自粛の要請（特措法第 24 条第 9 項）【変更なし】

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請

● 施設の使用制限の要請等（特措法第 24 条第 9 項）

多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請

- ・ 「全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設」、
「クラスター発生施設区分のうち床面積合計 1,000 m²を超える大規模施設（『遊興施設』『運動・遊技施設』」
「イベント開催自粛要請を踏まえた施設（集会・展示施設（貸会議室除く））」
「文教施設（大学を除く）」は休止要請を継続
- ・ 上記以外のこれまで休止を要請していた施設は府が定める標準的対策を遵守することを条件に休止要請を解除。不特定多数の者が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。
- ・ 食事提供施設に関しては時間を延長
(午前 5 時～午後 8 時・酒類 7 時まで→午前 5 時～午後 10 時・酒類 9 時まで)
休止要請及び休止を解除する具体的な施設に関しては資料 3-1-2 参照

3. 府の緊急事態措置を踏まえての本市の対応方針

● 外出自粛要請への対応

- 「最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続きの外出自粛を周知。
- 特に、「府県をまたいだ移動を避けること」「夜間の繁華街への外出を自粛すること」「『三つの密』を徹底的に避け、「新しい生活様式を徹底すること」を周知。

● イベントの開催自粛要請への対応【これまでの方針を継続】

- イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を市民へ周知する。

● 施設の使用制限への対応

- 5 月 16 日以降、府が使用制限等を要請しない施設区分の市関連施設は、準備が整い次第、順次再開する。

ただし以下の施設は、それぞれ列挙の通りとする。

施設	対応
図書館	当面の間、予約貸出業務のみ
屋外運動施設	当面の間、閉鎖
公園の駐車場、複合遊具	当面の間、閉鎖

- 民間施設（休止要請等）への要請に関しては、大阪府と連携して対応を図る。